

# かわごえし しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しょくいん てきせつ 川越市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の適切な

## たいおう かか りゆういじこう 対応に係る留意事項

へいせい ねん がつ にち  
平成28年3月22日

し ちょう けつ さい  
市長決裁

### はじめに

ほんりゆういじこう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい  
本留意事項は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成  
ねんほうりつだい ごう い か ほう だい じょう きてい ぎょうせいきかん  
25年法律第65号。以下「法」という。）第7条で規定されている、行政機関  
など しょうがい りゆう さべつ きんし しょうがい りゆう さべつ  
等における障害を理由とする差別の禁止について、障害を理由とする差別の  
かいしょう すいしん かん きほん ほうしん へいせい ねん がつ か かくぎ けつてい そく  
解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、  
かわごえししょくいん りんじてき にんよう しょくいんおよ ひじょうきんしょくいん ふく い か しょくいん  
川越市職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」  
という。）が適切に対応するために必要な留意事項を定めるものとする。

ほんりゆういじこうちゅう のぞ きさい ないよう じっし  
なお、本留意事項中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない  
ばあい ほう はん はんたん しょうがいしやきほんほう しょうわ  
場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和  
ねんほうりつだい ごう きほんてき りねんおよ ほう もくてき ふ とく  
45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組  
むことが望まれることを意味する。

### だい ひとつ さべつてきとりあつか きほんてき かんが かつ 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい  
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービ  
スや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限  
する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、  
障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、しょうがいしゃ じじつじょう びょうどう そくしん また たっせい ひつよう とくべつ  
障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の  
そち ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ  
措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない  
もの くら ゆうぐう とりあつか せつきよくてきかいぜん そち ほう きてい  
者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された  
しょうがいしゃ ごうりてきはいりよ ていきょう しょうがいしゃ もの こと とりあつか  
障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い  
や、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーにはいりよ  
しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうなど かくにん ふとう さべつてきとりあつか あ  
障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たら  
ない。

このように、ふとう さべつてきとりあつか せいとう りゆう しょうがいしゃ もんだい  
不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題と  
なるじむまた じぎょう ほんしつてき かんけい しょじじょう おな しょうがいしゃ もの  
事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者よ  
りふり あつか てん りゆうい ひつよう  
り不利に扱うことである点に留意する必要がある。

## だい せいとう りゆう ほんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう ざい  
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サ  
かくしゅきかい ていきょう きよひ とりあつか きやつかんてき み せいとう  
ービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な

もくてき もと おこな  
目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える

ばあい かわごえし せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき  
場合である。川越市においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的

けんとう せいとう りゆう かくだいかいしゃく ほう しゅし そこ  
な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことな

こべつ じあん しょうがいしゃ だいさんしゃ けんりりえき れい あんぜん かくほ ざいさん  
く、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の

ほぜん そんがいほっせい ぼうしなど およ かわごえし じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう いじ  
保全、損害発生防止等）及び川越市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持

など かんてん かんが ぐたいてき ぼめん じょうきょう おう そうごうてき きやつかんてき はんたん  
等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断するこ

ひつよう  
とが必要である。

しょくいん せいとう りゆう はんたん ばあい しょうがいしゃ りゆう せつめい  
職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明す

りかい え つと のぞ  
るものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

### だい ふとう さべつてきとりあつか ぐたいてい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

ふとう さべつてきとりあつか あ え ぐたいてい い か だい  
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2

しめ ふとう さべつてきとりあつか そうとう いな こべつ  
で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の

じあん はんたん い か きさい ぐたいてい  
事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例につい

せいとう りゆう そんざい ぜんてい  
ては、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらは

れいじ きさい ぐたいてい かぎ  
あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないこ

りゅうい ひつよう  
とに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

○障害を理由に窓口対応を拒否すること。

○障害を理由に対応の順序を後回しにすること。

○障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒むこと。

○障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒むこと。

○事務・事業の遂行上、特に必要ではないにも関わらず、障害を理由に、来庁

の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないに

も関わらず、付き添い者の同行を拒んだりすること。

○障害を理由にサービスの利用に必要な情報提供を行わないこと。

○障害を理由にサービス等の提供を拒否、制限すること。

・客観的にみて、人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにも関

わらず、財・サービスの提供・利用等を拒否すること。

・サービス提供時間を限定すること。

・身体障害者補助犬の同伴を理由にサービスの提供を拒否すること。

・サービス事業所選択の自由を制限すること（当該障害者が望まないサービ

ス事業者をすすめるなど）。

・社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさ

せないこと。

- ・学校への入学の出願の受理、受検、入学、授業等の受講や指導、実習

などこうがいきょういっかつどう しきてんさんか こぼ  
等校外教育活動、式典参加を拒むこと。

- ・人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにも関わらず、障害が

あることを理由に診療を拒否すること。

○障害を理由にサービスの利用に際し条件を付すこと（障害者でない者には

付さない条件を付すこと）。

- ・客観的にみて、人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにも関

わらず、財・サービスの提供にあたって正当な理由のない条件を付すこ  
と。

- ・教育及び保育、福祉サービス等の提供に当たって、仮利用期間を設ける、

他の利用者の同意を求めるなど、他の利用者とは異なる手順を求めること。

- ・保護者や介助者・支援者の同伴をサービスの利用条件とすること。

- ・学校への入学の出願の受理、受検、入学、授業等の受講や指導、実習

などこうがいきょういっかつどう しきてんさんか せいとう りゆう じょうけん ふ  
等校外教育活動、式典参加について正当な理由のない条件を付すこと。

○サービスの利用・提供にあたって、障害を理由に他者とは異なる取扱いを

すること。

- ・行事、娯楽等への参加を制限すること。

- 年齢相当の学級・クラスに所属させないこと。
- 障害者本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかけると。
- 大人に対して幼児の言葉で接すること。
- わずらわしそうな態度や、障害者を傷つけるような言葉をかけること。
- 障害者又は障害者の家族等の意思（障害者の意思を確認することが困難な場合に限る）に反して、福祉サービス（施設への入所、通所、その他サービスなど）を行うこと。
- 他の者とは別室での対応を行うなど、サービス提供場所を限定すること。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、

きんこう しつ また かど ふたん か ていぎ  
均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

ほう けんりじょうやく ごうりてきはいりよ ていぎ ふ ぎょうせい きんなど たい  
法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、

じ むまた じぎょう おこな あ ここ ばめん しょうがいしゃ げん しゃ  
その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社

かいてきしょうへき じょきよ ひつよう むね いし ひょうめい ばあい  
会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、

じっし ともな ふたん かじゅう しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害するこ

ととならないよう、しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ごうりてきはいりよ おこな  
ととならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行う

もと ごうりてきはいりよ しょうがいしゃ う せいげん しょうがい きいん  
ことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因

するものではなく、しゃかい さまざま しょうへき そうたい しょう  
社会における様々な障壁と相対することによって生ず

るものとのいわゆる「しゃかい かんが かた ふ しょうがいしゃ  
社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者

けんりりえき しんがい しょうがいしゃ ここ ばめん  
の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において

ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう ごうりてき とりくみ  
必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、

じっし ともな ふたん かじゅう  
その実施に伴う負担が過重でないものである。

ごうりてきはいりよ かわごえし じ むまた じぎょう もくてき ないよう きのう て ひつよう  
合理的配慮は、川越市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要と

はんい ほんらい ぎょうむ ふ ずい かぎ しょうがいしゃ もの  
される範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者と

ひかく どうとう きかい ていきょう う じ むまた  
の比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は

じぎょう もくてき ないよう きのう ほんしつてき へんこう およ りゆうい ひつよう  
事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要が

ある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面

や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が

現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法

について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替

措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ

合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の

内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮する

ものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者と

の関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述

する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・

効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関す

る配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む)のほか、点字、

拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思

伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳

を介するものを含む)により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害(発達

障害を含む)等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、

支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を

補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、障害者の家族、支援者・介助者、

法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、

当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合に

は、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案す

るために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリ

アフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境

の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に

実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況に

より、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化する

こともあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、

ていきょう ごうりてきはいりよ てきぎ みなお おこな じゅうよう  
提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 かわごえし じむまた じぎょう いっかん じっし ぎょうむ じぎょうしゃ いたくなど  
川越市がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等す

ばあい ていきょう ごうりてきはいりよ ないよう おお さこと しょう  
る場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより

しょうがいしゃ ふりえき う いたくなど じょうけん ほんりゅういじこうなど  
障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、本留意事項等を

ふ まえた ごうりてきはいりよ ていきょう も こ つと のぞ  
踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

## だい 5 かじゅう ふたん きほんてき かんが かつ 第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん ぐたいてき けんとう かじゅう ふたん かくだいかいしゃく  
過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するな

ほう しゅし そこ こべつ じあん い か ようそなど こうりよ  
どして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、

ぐたいてき ばめん じょうきょう おう そうごうてき きゃっかんてき はんだん ひつよう  
具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

しょくいん かじゅう ふたん あ はんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう せつめい  
職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明す

りかい え つと のぞ  
るものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

じむまた じぎょう えいきょう ていど じむまた じぎょう もくてき ないよう きのう そこ  
○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか

いな  
否か)

じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく  
○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

ひよう ふたん ていど  
○費用・負担の程度

## だい 6 ごうりてきはいりよ ぐたいてい 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、

多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないこ

とを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されて

いる具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

○段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯ス

ロープを渡すなどすること。

○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の

位置を分かりやすく伝えること。

○障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉

付近にすること。

○会議、説明会等で補助犬同伴の申し出があった際に、補助犬使用者の足もと

や近傍等に補助犬が待機する場所を設けること。

○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の

確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近く

ながい す など いどう りんじ きゅうけい もう  
に長椅子・ついたて等を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。

ふ ずい いうんどうなど しよるいなど お むずか しょうがいしゃ たい しょくいん  
○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が  
しよるい お など こていきぐ ていきよう  
書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること。

さいがい じ こ はっせい さい かんないほうそう ひ なんじょうほうなど きんきゅうじょうほう き  
○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが  
むずか ちょうかくしょうがいしゃ たい でんこうけい じぼん て か など もち わ  
難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分か  
りやすく案内し誘導を図ること。

さいがい じ こ はっせい さい ちょうかくしょうがいしゃ えんかつ ひなん ゆうどう ほんにん  
○災害や事故が発生した際、聴覚障害者を円滑に避難・誘導できるよう、本人  
い し かくにん てきせつ じっし めじるし など つ  
の意思確認を適切に実施したうえで、目印（バンダナ、スカーフ等）を付け  
てもらうこと。

ちょうかくかびん こ がくせいなど きょうしつ ほいくしつなど つくえ い す あし  
○聴覚過敏の子ども・学生等のために教室や保育室等の机・椅子の脚に  
かんしょうざい つ ざつおん けいげん し かくじょうほう しょり こんなん こ がくせいなど  
緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が困難な子ども・学生等  
のために けいじぶつなど じょうほうりょう へ こべつ じあん とくせい おう  
のために掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて  
たいおう  
対応すること。

いどう こんなん こ がくせいなど つうえん つうがく ちゅうしゃじょう  
○移動に困難のある子ども・学生等のために、通園・通学のための駐車場を  
かくほ ほいくしつ さんか じゅぎょう しょう きょうしつ  
確保したり、保育室や、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい  
ばしょ へんこう  
場所に変更したりすること。

しせつ じょうげかい いどう さい いどう  
○エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートすること。

○自動ドアが無い施設において、ドアの開閉が困難な障害者の移動をサポートすること。

○場所を1階に移す、多目的トイレに近い場所にする等の配慮をすること。

○不特定多数の人々が利用する建物や設備についての配慮や工夫をすること。

・電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、点字サイン付き手すりの設置、音声ガイドの設置を行うこと。

・色の組み合わせによる見にくさを解消するため、標示物や案内図等の配色を工夫すること。

・トイレ、作業室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示などを設けること。

・パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること。

○職員などとのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫をすること。

・館内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること。

・必要に応じて、手話通訳者や要約筆記者を配置すること。

・口話が読めるようマスクを外して話をする事。

・ICT（コンピューター等の情報通信技術）を活用したコミュニケーション

機器（データを点字に変換して表示する、音声<sup>おんせい</sup>を文字<sup>もじ</sup>変換する、表示された絵<sup>え</sup>などを選択<sup>せんたく</sup>することができる機器<sup>きき</sup>など。以下<sup>い</sup>ICT機器<sup>か</sup>という）を設置<sup>せつち</sup>すること。

- いわゆるバリアフリー法<sup>ほう</sup>に基づく公共施設<sup>こうきょうしせつ</sup>において、車椅子<sup>くるまいす</sup>で利用<sup>りよう</sup>しやすい高さ<sup>たか</sup>にカウンター<sup>かいぜん</sup>を改善<sup>な</sup>する等の、不特定多数<sup>ふとくいていすう</sup>の障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>を主な対象<sup>おも</sup>としたバリアフリー化<sup>か</sup>の改善措置<sup>かいぜんそち</sup>を事前<sup>じぜん</sup>に行<sup>おこな</sup>うこと。

（合理的配慮<sup>ごうりてきはいりよ</sup>に当たり得<sup>あ</sup>る意思疎通<sup>いしそつう</sup>の配慮<sup>はいりよ</sup>の具体例<sup>ぐたいれい</sup>）

- 筆談<sup>ひつだん</sup>、読み上げ<sup>よあ</sup>、手話<sup>しゅわ</sup>、点字<sup>てんじ</sup>、拡大文字<sup>かくだいまじ</sup>等のコミュニケーション手段<sup>しゅだん</sup>を用い<sup>もち</sup>ること。

- 会議資料<sup>かいぎしりょう</sup>等<sup>な</sup>について、点字<sup>てんじ</sup>、拡大文字<sup>かくだいまじ</sup>等で作成<sup>さくせい</sup>する際に、各々の媒体間<sup>さい</sup>でペ<sup>おのおの</sup>ージ番号<sup>ぼんごう</sup>等<sup>な</sup>が異<sup>ちが</sup>なり得<sup>え</sup>ることに留意<sup>りゅうい</sup>して使用<sup>しよう</sup>すること。

- 視覚障害<sup>しかくしょうがい</sup>のある委員<sup>いいん</sup>に会議資料<sup>かいぎしりょう</sup>等<sup>な</sup>を事前<sup>じぜん</sup>送付<sup>そうぷ</sup>する際<sup>さい</sup>、読み上げソフト<sup>よあ</sup>に対応<sup>たいおう</sup>できる<sup>できる</sup>よう電子データ<sup>でんし</sup>（テキスト形式<sup>けいしき</sup>）で提供<sup>ていきよう</sup>すること。

- 意思疎通<sup>いしそつう</sup>が不得意<sup>ふとくい</sup>な障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>に対し、絵カード<sup>たいえ</sup>等<sup>な</sup>を活用<sup>な</sup>して意思<sup>いし</sup>を確認<sup>かくにん</sup>するこ<sup>と</sup>。

- 駐車場<sup>ちゆうしゃじょう</sup>などで通常<sup>つうじょう</sup>、口頭<sup>こうとう</sup>で行<sup>おこな</sup>う案内<sup>あんない</sup>を、紙<sup>かみ</sup>にメモ<sup>メモ</sup>をして渡<sup>わた</sup>すこと。

- 書類記入<sup>しるいきにゆう</sup>の依頼時<sup>いらいじ</sup>に、記入方法<sup>きにゆうほう</sup>等<sup>な</sup>を本人<sup>ほんにん</sup>の目<sup>め</sup>の前<sup>まえ</sup>で示<sup>しめ</sup>したり、分かりやす<sup>わ</sup>い記述<sup>きじゆつ</sup>で伝達<sup>でんたつ</sup>したりすること。本人<sup>ほんにん</sup>の依頼<sup>いらい</sup>がある場合<sup>ばあい</sup>には、代読<sup>だйдく</sup>や本人<sup>ほんにん</sup>の意思<sup>いし</sup>

かくにん てきせつ じっし だいひつ はいりよ おこな  
確認を適切に実施したうえでの代筆といった配慮を行うこと。

ひ ゆ ひょうげんなど りかい こと こんなん しょうがいしゃ たい ひ ゆ あんゆ にじゅう ひていひょう  
○比喩表現等を理解する事が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表  
げん もち ぐたいてき せつめい  
現などを用いずに具体的に説明すること。

しょうがいしゃ もう で さい ていねい く かね せつめい ないよう  
○障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容  
りかい かくにん おうたい がいらいご  
が理解されたことを確認しながら応対すること。また、なじみのない外来語は  
さ かんすうじ もち じこく じかんひょうき ごぜん ごご ひょうき  
避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記  
はいりよ ねんとう お ひつよう おう てきじ わた  
するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡すこと。

かいぎ しんこう あ しりょう み せつめい き こんなん し かくまた ちょうかく  
○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚  
しょうがい いいん ちてきしょうがい いいん たい な の はつげん など  
に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、名乗ってから発言する等、  
ていねい しんこう こころ はいりよ おこな  
ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行うこと。

かいぎ しんこう あ しょくいんなど いいん しょうがい とくせい あ  
○会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを  
おこな など かのう はんい はいりよ おこな  
行う等、可能な範囲での配慮を行うこと。

じょうほうていきょう りようてつづ はいりよ くふう  
○情報提供・利用手続きについての配慮や工夫をすること。

せつめいぶんしょ てんじばん かくだい も じばん おんせい か  
・説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データ（コード化し  
たものを含む）の提供や、必要に応じて代読や本人の意思確認を適切に  
じっし だいひつ おこな  
実施したうえでの代筆を行うこと。

しゅわ ようやくひつき ひつだん ずかい しゃしん こうとう よ あ つきぶんしょ  
・手話、要約筆記、筆談、図解、写真、口頭での読み上げ、ふりがな付文書を

使用するなど、本人が希望する方法でわかりやすい説明を行うこと。

- 電子メール、ホームページ、ファクスなど多様な媒体で情報提供、利用受付を行うこと。

- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いたり配色

に工夫した資料や表示、遠くのものや動きの速いものなど触ることができ

ないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚

的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に

情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した

情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や

文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのな

い外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号

等が異なり得ることに留意して使用すること。

- 施設やサービスを利用する場合等において、知的障害等のある利用者に対

し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、サービ

スを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的

に説明して、当該利用者が理解しているかを確認すること。

- ・子どもである障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だ  
 けを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カー  
 ド、コミュニケーションボード、タブレット端末等の ICT 機器の活用、視  
 覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で  
 端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の  
 自己選択・自己決定を支援したりすること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが困難な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き  
 順を入れ替えること。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、立  
 って列に並ぶことが困難な障害者の順番が来るまで別室や席を用意するこ  
 と。
- スクリーン、手話通訳者、板書、口話等がよく見えるように、スクリーン等に  
 近い席を確保したり、光源や照度に配慮した席の配置をすること。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更すること。
- 川越市の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる  
 場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更す

ること。

○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある

場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を

準備すること。

○会議、行事等への参加の際、障害者から申し出があった場合に、他の参加者

に対して障害特性等についての説明をする等の対応を行うこと。

○非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得

られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認めること。

○事務手続の際に、職員等が必要書類の代読や本人の意思確認を適切に実施し

たうで代筆を行う等の柔軟な対応を行うこと。

○保育園等の入園のための選考において、本人・保護者の希望、障害の状況

等を踏まえ、別室における対応を行うこと。

○必要に応じ、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、障害の特性に

応じた教育・保育時間や休憩時間等の調整などのルール、慣行を柔軟に

変更すること。

○点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する子ども・学生等のた

めに、教育・保育活動で使用する教材等を点訳又は拡大したものや、テキ

ストデータを事前に渡す等すること。また、聞くことに困難のある子ども・

がくせいなど ぎょういっく ほいくかつどう しょう きょうざいなど じまくまた しゅわなど ふよ  
学生等のために、教育・保育活動で使用する教材等に字幕又は手話等を付与

したものや、視覚的に内容が理解できる資料・教材等の提供等をする事。

○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、

かいじょ いち さゆう ぜんご きよりなど しょうがいしゃ きぼう き  
介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害者の希望を聞いたりす  
ること。

○介助等を行う学生、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験での

かいじょなど おこな がくせい ほごしゃ しえんいんなど きょうしつ にゅうしつ じゅぎょう しけん  
パソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

○スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障害者を早めに入

じょう せき ゆうどう くるまい す しょう しょうがいしゃ きぼう おう き  
場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決めら

れた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりすること。

○入学試験等において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室

じゅけん しけんじかん えんちょう てんじ かくだいもじ おんせいよ あきのう しょうなど  
での受検、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を

きよか  
許可すること。

○聞こえにくさのある子ども・学生等に対し、外国語のヒアリングの際に、

おんしつ おんりょう ちょうせい もじ だいたいもんだい ようい  
音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。

○知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な子ども・学生等に対し、理解

ていど おう 程度に<sup>お</sup>応じて、<sup>し</sup>視覚的に<sup>わ</sup>分かりやすい<sup>きょうざい</sup>教材<sup>ようい</sup>を用意すること。

○<sup>したい</sup>肢体不自由<sup>ふじゆう</sup>のある<sup>こ</sup>子ども<sup>がくせい</sup>・<sup>たい</sup>学生等<sup>たい</sup>に対し、<sup>たいいく</sup>体育の<sup>じゅぎょう</sup>授業<sup>さい</sup>の際<sup>じょう</sup>に、<sup>かし</sup>上<sup>きのう</sup>・<sup>き</sup>下肢<sup>のう</sup>の機能

に<sup>おう</sup>応じて<sup>うんどう</sup>ボール運動<sup>きょり</sup>における<sup>か</sup>ボールの<sup>きょり</sup>大きさ<sup>か</sup>や<sup>か</sup>投げる<sup>か</sup>距離<sup>か</sup>を変えたり、<sup>そう</sup>走

<sup>うんどう</sup>運動<sup>はし</sup>における<sup>はし</sup>走る<sup>きょり</sup>距離<sup>みじか</sup>を<sup>みじか</sup>短く<sup>ようくるまい</sup>したり、<sup>す</sup>スポーツ用<sup>しやう</sup>車椅子<sup>きよか</sup>の使用<sup>きよか</sup>を許可<sup>きよか</sup>した

○<sup>にちじゆうてき</sup>日常的に<sup>いりじゆうてき</sup>医療的<sup>よう</sup>ケア<sup>こ</sup>を要する<sup>がくせい</sup>子ども<sup>たい</sup>・<sup>ほんにん</sup>学生等<sup>たい</sup>に対し、<sup>ほんにん</sup>本人<sup>たい</sup>が<sup>たい</sup>対応<sup>おの</sup>可能な<sup>ばあい</sup>場合

も<sup>あ</sup>ある<sup>こ</sup>こと<sup>な</sup>ど<sup>を</sup>含め、<sup>はく</sup>配慮<sup>はく</sup>を要<sup>よう</sup>する<sup>ていど</sup>程度<sup>こじん</sup>には<sup>さ</sup>個人差<sup>さ</sup>がある<sup>こ</sup>ことに<sup>りゆうい</sup>留意<sup>りゆうい</sup>して、

<sup>いりじゆう</sup>医療機関<sup>かん</sup>や<sup>ほんにん</sup>本人<sup>にちじゆうてき</sup>が<sup>しえん</sup>日常的に<sup>う</sup>支援<sup>う</sup>を受けて<sup>かいじよ</sup>いる<sup>しや</sup>介助者<sup>な</sup>等<sup>れんけい</sup>と<sup>はか</sup>連携<sup>はか</sup>を図<sup>こ</sup>り、<sup>こ</sup>個々<sup>の</sup>の

<sup>じょうたい</sup>状態<sup>ひつよう</sup>や<sup>しえん</sup>必要な<sup>ていねい</sup>支援<sup>かくにん</sup>を<sup>かじょう</sup>丁寧<sup>かつどう</sup>に<sup>せいげん</sup>確認<sup>せいげん</sup>し、<sup>せいげん</sup>過剰<sup>せいげん</sup>に<sup>せいげん</sup>活動<sup>せいげん</sup>の<sup>せいげん</sup>制限<sup>せいげん</sup>等<sup>せいげん</sup>を<sup>せいげん</sup>しない<sup>せいげん</sup>ように<sup>せいげん</sup>する

○<sup>まんせい</sup>慢性的な<sup>びやうき</sup>病気<sup>な</sup>等<sup>た</sup>のために<sup>こ</sup>他<sup>こ</sup>の<sup>がくせい</sup>子ども<sup>おな</sup>・<sup>うんどう</sup>学生等<sup>うんどう</sup>と同じ<sup>うんどう</sup>ように<sup>うんどう</sup>運動<sup>うんどう</sup>が<sup>うんどう</sup>できない<sup>うんどう</sup>子

ども<sup>がくせい</sup>・<sup>たい</sup>学生等<sup>たい</sup>に対し、<sup>もう</sup>申し出<sup>で</sup>があ<sup>さい</sup>った<sup>うんどうりよう</sup>際<sup>けいげん</sup>には<sup>だいたい</sup>運動量<sup>だいたい</sup>を<sup>だいたい</sup>軽減<sup>だいたい</sup>したり、<sup>だいたい</sup>代替<sup>だいたい</sup>でき

<sup>うんどう</sup>る<sup>うんどう</sup>運動<sup>ようい</sup>を用意<sup>びやうき</sup>したり<sup>とくせい</sup>する<sup>りかい</sup>など、<sup>かど</sup>病気<sup>よぼう</sup>等<sup>また</sup>の<sup>はいじよ</sup>特性<sup>はいじよ</sup>を<sup>はいじよ</sup>理解<sup>はいじよ</sup>し、<sup>はいじよ</sup>過度<sup>はいじよ</sup>に<sup>はいじよ</sup>予防<sup>はいじよ</sup>又は<sup>はいじよ</sup>排除<sup>はいじよ</sup>を

<sup>うんどう</sup>すること<sup>うんどう</sup>なく、<sup>さんか</sup>参加<sup>くふう</sup>するための<sup>くふう</sup>工夫<sup>くふう</sup>を<sup>くふう</sup>すること。

○<sup>ちりやう</sup>治療<sup>な</sup>等<sup>がくしゆう</sup>のため<sup>き</sup>学<sup>かん</sup>習<sup>しやう</sup>できない<sup>こ</sup>期間<sup>がくせい</sup>が生<sup>たい</sup>じる<sup>ほこ</sup>子ども<sup>おこな</sup>・<sup>おこな</sup>学生等<sup>おこな</sup>に対し、<sup>おこな</sup>補講<sup>おこな</sup>を行

<sup>う</sup>など、<sup>がくしゆう</sup>学<sup>か</sup>習<sup>き</sup>機<sup>か</sup>会<sup>く</sup>を<sup>く</sup>確保<sup>く</sup>する<sup>く</sup>方法<sup>く</sup>を<sup>く</sup>工夫<sup>く</sup>すること。

○<sup>よ</sup>読<sup>か</sup>み<sup>な</sup>・<sup>こんなん</sup>書<sup>こ</sup>き<sup>こ</sup>等<sup>がくせい</sup>に<sup>じゅぎょう</sup>困難<sup>しけん</sup>のある<sup>じゅぎょう</sup>子ども<sup>しけん</sup>・<sup>しけん</sup>学生等<sup>しけん</sup>の<sup>しけん</sup>ために、<sup>じゅぎょう</sup>授<sup>しけん</sup>業<sup>しけん</sup>や<sup>しけん</sup>試験<sup>しけん</sup>での<sup>しけん</sup>タブレ

<sup>たんまつ</sup>ット<sup>な</sup>端<sup>き</sup>末<sup>き</sup>等<sup>き</sup>の<sup>き</sup>ICT<sup>き</sup>機<sup>き</sup>器<sup>き</sup>使<sup>き</sup>用<sup>き</sup>を<sup>き</sup>許可<sup>き</sup>したり、<sup>ひつき</sup>筆<sup>か</sup>記<sup>か</sup>に<sup>こう</sup>代<sup>どう</sup>えて<sup>しもん</sup>口<sup>しもん</sup>頭<sup>しもん</sup>試<sup>しもん</sup>問<sup>しもん</sup>による<sup>がくしゆう</sup>学<sup>がくしゆう</sup>習<sup>がくしゆう</sup>

ひょうか おこな  
評価を行ったりすること。

はったつしょうがいなど ひとまえ はっひょう こんなん こ がくせいなど たい だいたい そ ち  
○発達障害等のため、人前での発表が困難な子ども・学生等に対し、代替措置  
としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりす  
ること。

がっこうせいかつぜんばん てきせつ たいじんかんけい けいせい こんなん こ がくせいなど  
○学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難のある子ども・学生等の

のうどうてき がくしゅうかつどう へんせい とし じぜん  
ために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に

つた ぼあい ほんにん い こう かくにん  
伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわ

りがあったり、わす もの おお など こうどうしょうがい こ がくせいなど  
りがあったり、忘れ物が多い等の行動障害がある子ども・学生等のために、

はな あ はっひょう ぼめん い し つた じかん よう ぼあい  
話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合

こうりょ じかん じゅうぶん かくほ こべつ たいおう  
があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。